

## 別紙 2

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
3201	文化振興助成の決定	厚岸町文化振興助成条例（平成9年厚岸町条例第19号）	第5条第1項	○	7日	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3202	公民館使用の許可	厚岸町公民館条例（平成13年厚岸町条例第39号）	第7条第1項	×ア	3日	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3203	公民館使用料の免除	厚岸町公民館条例（平成13年厚岸町条例第39号）	第11条第3項	×ア	2日	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3204	公民館の特別の設備等の許可	厚岸町公民館条例（平成13年厚岸町条例第39号）	第13条	×イ	設定しない	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3205	公民館使用料の還付申請	厚岸町公民館条例施行規則（平成13年厚岸町教育委員会規則第4号）	第9条第2項	×ア	15日	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3206	公民館使用者の販売行為の許可	厚岸町公民館条例施行規則（平成13年厚岸町教育委員会規則第4号）	第12条	○	3日	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3207	真龍小学校施設開放利用の承認	真龍小学校施設開放事業実施規則（平成20年厚岸町教育委員会規則第5号）	第5条第1項	×ア	1日	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3208	情報館施設利用の許可	厚岸町情報館設置条例施行規則（平成8年厚岸町教育委員会規則第2号）	第25条	○	2日	教育委員会生涯学習課情報館	
3209	海事記念館入館料の免除	厚岸町海事記念館条例（平成13年厚岸町条例第41号）	第5条第2項	×ア	2日	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3210	太田屯田開拓記念館入館料の免除	厚岸町太田屯田開拓記念館条例（平成13年厚岸町条例第42号）	第5条第2項	×ア	2日	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3211	郷土館入館料の免除	厚岸町郷土館条例（平成13年厚岸町条例第40号）	第5条第2項	×ア	2日	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3212	町指定文化財の指定	厚岸町文化財保護条例（昭和33年厚岸町条例第7号）	第8条第1項	×ウ	設定しない	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3213	町指定文化財に対する行為の許可	厚岸町文化財保護条例（昭和33年厚岸町条例第7号）	第14条	×ア	30日	教育委員会生涯学習課海事記念館	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
- ②「×」 審査基準を設定していない
  - ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの
  - イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
  - ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの